令和８年度　こども食堂スタートアップ事業補助金　募集要領

１ 趣旨・目的

○ こどもにとって身近な居場所となり得る、こども食堂の活動を広げるため、新たに開設する団体等に対し、こども食堂スタートアップ事業を行うために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

２ 応募団体の資格

○ 奈良県内で、こども食堂を新たに開設する、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。

⑴本事業の実施における団体名及び代表者が定められていること。

⑵当該年度の**申請日以前に開催予定の小学校区において、こども食堂を開催した実績がないこと**。

⑶定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにしていること。

⑷特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。

⑸暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。

３ 補助対象となる事業

○ 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める要件を**全て満たす**事業とします。

⑴補助金の対象となる団体が**申請年度内に新たにこども食堂を開催**するため、**必要な環境整備や準備等を行う**こと。

⑵実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、地域のこどもや保護者が**広く利用できる**ように計画し、広報活動を行うこと。

⑶補助対象期間後も、**概ね２ヶ月に1回以上の頻度**で**継続的**にこども食堂を開催すること。

⑷集合型でこども食堂を開催する際は、食事の提供だけでなく、利用者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、利用者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる居場所の機能を提供すること。

⑸デリバリーやテイクアウトによりこども食堂を開催する場合は、食事の提供だけではなく、必要に応じて利用者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。

⑹団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも１名配置するなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。

⑺周囲の環境等に配慮すること。また、傷害保険に加入するなど食中毒等の安全の確保を十分に図ること。

４ 補助の対象期間

交付決定日から初回開催日までの間

※申請年度内に、概ね２ヶ月に1回以上の頻度で継続的に開催することが要件のため、補助金の支払いは、年度末です。

５ 選定団体数及び補助金額等

○ 選定団体数　１５団体程度

○ 補助金額

こども食堂の新規開設に要した経費とし、補助対象経費の実支出額と上限額のいずれか低い方の額とを補助します。

ｱ	申請時点において、開催予定である小学校区に奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂が１団体以上ある場合	1団体につき、上限200,000円
ｲ	申請時点において、開催予定である小学校区に奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂がない場合	1団体につき、上限300,000円

ただし、申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合や早期に受付を終了することがあります。

※こども家庭課の他の補助金の補助対象として申請している経費及び寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額との重複申請はしないでください。

※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

○ 補助対象経費

こども食堂の新規開設に要した次の経費とする。

ｱ　家具購入費（テーブル、イス、食器棚等）

ｲ　設備・機器購入費（食洗機、エアコン、パソコン、電話機、炊飯器、冷蔵庫、電子レンジ、消火器等）

ｳ　消耗品費（一品の取得価格が１千円以上１０万円未満の物品）

・調理に必要なもの（衛生保管庫、鍋、包丁、まな板、洗剤、ラップ等の台所　用品等）

・居場所づくりに必要なもの（飾り、玩具、本等）

・印刷代（初回広報チラシ等のみ）

※県・他自治体、団体等からの寄附金並びに補助金等を含めないこと。

６　応募方法

○　申請書類を奈良県こども家庭課まで、メールでご提出ください。
　なお、必ず到着確認の電話をお願いします。

○　メールでの提出が難しい書類は、郵送・持参で受け付けます。
　ただし、郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

　持参の場合は、平日９～１７時（土日祝、年末年始及び１２～１３時を除く）の受付です。

（１）申請期限
　令和９年３月１８日（木）

※先着順です。時間に余裕をもってご提出ください。
※募集期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。
※申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合やお断りする場合があります。
※締め切り間際に提出された際に、書類に不備が多数見受けられると、修正が間に合わず、お断りする場合や補助上限額が下がる場合があります。

（２）申請書類
　本事業に応募する団体は、次の書類を１部作成し、提出してください。申請書類はお返ししませんので、必ずコピーを保管してください。

①こども食堂スタートアップ事業補助金交付申請書（第１号様式）
②事業計画書（第２号様式）
③収支予算書（第３号様式）
④誓約書（第４号様式）
⑤団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

※申請に必要な様式はこども家庭課のホームページに掲載しています。

※ホームページからダウンロードし、ファイル形式は変えずに必ずメールで提出してください。
（ファイル名は修正不要です。ファイル名を変更する際に、ファイル形式（.docxや.xls）を削除され、書類が受け取れない場合があります。）

○　申請について、相談がある場合は早めにご連絡ください。

7　受付・審査方法

○ 受付方法

記入内容に記入漏れがなく、必要書類が全て揃っていることが確認できた団体から、先着順に申請を受付します。

○ 審査方法

次の条件を満たしているか、書面審査により、補助団体を決定します。なお、必要に応じて聞き取り調査を行う場合があります。

- 申請団体が「応募団体の資格」を全て満たしていること
- 申請内容が「補助対象となる事業」の要件のすべてを満たしていること
- 申請内容が「補助対象経費」の範囲内であること
- 申請内容について、概ね２ヶ月に1回以上の頻度で継続的に開催することが盛り込まれていること。実現性があること
- 他の補助金や寄付金の対象経費を本事業の補助対象経費として計上していないこと

○ 交付決定通知

補助金の交付決定の可否については、申請団体すべてに通知します。**申請状況に応じ、予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合があります。**

8　手続きの流れ

⑴事前相談･申請	事前相談のうえ、申請ください。
⑵審査	７のとおり、審査により、補助団体を選定します。 ※必要に応じて、聞き取り調査を実施します。 ※原則先着順ですが、必要書類が不備なく全て揃っている団体から受け付けます。 ※予算額に達した場合、交付決定額を調整する場合があります。
⑶交付決定	申請受理日より、概ね３週間以内に交付決定の可否を通知します。
⑷新規開設にかかる立ち上げ経費購入	５の補助対象経費を購入してください。 **こども食堂初回開催までの経費が対象**です。 ※事業計画書の変更があった場合は、変更申請書を提出してください。 ※概算払請求書を提出した場合、交付決定額の５割を上限に概算払可能。
⑸こども食堂開催	概ね２ヶ月に1回以上の頻度で継続的に開催してください ※実績報告時に内容報告が必要ですので、写真等の証拠書類を残してください。
⑹実績報告	「事業の完了の日から起算して30日を経過した日」又は、「補助対象期間の末日」のいずれか早い日までに実績を提出してください
⑺支払	実績報告の確認審査後、補助金額を支払います （概算払をした場合は、残額を支払います）

9　交付決定団体の義務

交付決定団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。要綱のとおり、帳簿は５年間保管し、現地調査等に応じなければなりません。

【問い合わせ・応募先】　〒630-8501　奈良市登大路町30
奈良県　こども・女性局　こども家庭課　家庭福祉係
TEL 0570-020-262 ／メール　kodomo@office.pref.nara.lg.jp